

◎肉食文化と生命尊重日本における肉食の歴史と人権の視点から

吉田拓郎

1 はじめに

私たちの現在の食生活は、終戦後の苦しい食糧難時代に比べて見違えるように豊かにかつバラエティに富んだものとなった。ことに当時貴重品とさえいわれた食肉や鶏卵などは、今日では食卓に上らない日はない状況となり、豊かな食生活を満喫しているようにさえ思える。軽い朝食にはオムレツや目玉焼きを、また、仲間が寄りあえば焼肉料理や串焼きを、家族のお祝い事にはステーキやすき焼き料理などを楽しむ姿は、しばしば目にする光景である。それほどに食肉・鶏卵などは、私たちの食生活のなかで大きな比重を占める食品になったといえる。

そこで、統計資料をちよつとのぞいてみる。農水省食料需給表によると一九九九年度は、一人当たり年間で食肉を二八・六キログラム、鶏卵を一七・〇キログラム消費している。ここ十年間の推移をみると、鶏卵はほぼ横ばいであるものの、食肉は一〇パーセントの伸びを示している。また、供給たんぱく質

量でみると、総量八十三グラムのうち動物性たんぱく質がその五四・三%を占め、その比率は年々上昇傾向にある。さらに、動物性たんぱく質のほぼ半分が食肉と鶏卵で供給されている。まさに、食肉・鶏卵は、私たちにとって大事なたんぱく質食品となっていることが分かる。

ところが、わが国では肉食は好まれるにもかかわらず、食肉生産にかかわる仕事いわゆる屠畜場業務・食肉処理業務などを忌避する傾向が強い。ことに動物の命を絶つことに対しては独特のこだわりを持って忌避観をあらわにする人びとが多い。古代から連続と続く肉食文化を持ちながら、なぜこのような意識が芽生えたのか、肉食の歴史を振り返りながら、それぞれの時代の文化・思想・宗教などがどうかかわったのか、考察してみたい。また、生命尊重とのかかわりについても考えてみたい。

2 古代日本人の肉食

日本古代の貝塚からは、多くの禽獣の骨が出土している。哺乳類のものが多く、鹿、猪、熊、猿、狐、兎、狸、ムササビ、カモシカをはじめ六十種ほどが明らかになっている(注1)。その中でも鹿、猪の骨が最も多い。また、雉、鶴、鴨、雀、鳩などの鳥類の骨もある。これらの禽獣は狩猟され食料として利用されていたものと考えられる。「常陸國風土記」(注2)によると、「狼をしても尽きることはないほどに」また「そそりたつ角が枯れ蘆の原のように見えるほどに多くの鹿がいた」という。

『出雲國風土記』にも、狩猟の対象となる野生の禽獣が多数生息していたことが記されている。おそらくその他の地域でも同様な状況だったものと推定できる。したがって、それらの鹿や猪などの野生動物を狩猟した記録が『出雲國風土記』、『播磨國風土記』や『日本書紀』などに数多く見える。さらに、『萬葉集』の巻第十六の乞食者詠二首の中に、狩猟された動物がどのように利用されたかを詠った歌がある。老鹿が狩猟される不運を嘆き

- 1—はじめに
- 2—古代日本人の肉食
- 3—仏教と殺生禁断・肉食禁止
- 4—殺生と穢れ意識
- 5—武家社会での肉食と穢れ意識の影響
- 6—生き物の利用と生命尊重

(注1) 大塚滋著『食の文化史』中央公論社一九七五年、加茂儀一著『日本畜産史』法政大学出版一九七六年、渡辺実著『日本食生活史』吉川弘文館一九六四年

(注2) 「葦原鹿。其味若爛。喫。異。山六。矣。常陸下総。二国大獵。無可。絶。盡也。野。上。群鹿。無。數。甚多。其。角如。蘆。枯。之原。」

ながら、しかし自分の肉や内臓などが有効に活かされることで、自分を慰めている歌である。「自分の角は笠の材料、耳は墨つば、目は磨いた鏡、爪は弓弦（弓の両端で弦をとめる具）、毛は筆、皮は箱の飾り表装、肉と肝臓は膾（生の切り身、またはそれを酢につけた料理）、胃袋は塩づけ（塩辛、肉醬と考えられる）になる」という（注3）。

このように、古代には、狩猟が盛んに行われており、捕らえた動物の身体あらゆる部分を無駄なく有効利用していたことが分かる。

また、『日本書紀』や『播磨風土記』などには、五世紀初期と推定される仁徳天皇の時代には、すでに猪あるいは豚を飼っていたとされる地名の「猪甘津」や「猪飼野」が見える。このころには、半ば野生の猪あるいは豚が飼育され、その肉が食されていたと考えられる。これらの事実から古代日本においては、一部の飼育動物を含めて多くの禽獣が食用として利用されていたことが分かる。

ところが、仏教伝来後の七世紀中ごろになると、仏教の殺生禁断の教えにより変化があらわれてくる。この教えは仏教興隆とともに国是となり、穢れ意識などからまって日本人の思想心情に深刻な影響を及ぼすこととなった。

3 一 仏教と殺生禁断・肉食禁止

仏教においては、基本的な戒として信徒が在家、出家にかわりなく共通して遵奉すべきものとされている五戒がある（注4）。

一 不殺生戒（生命あるものを害し殺さない

こと）

二 不偷盜戒（他人の財物を盗まないこと）

三 不邪淫戒（よこしまな淫欲をほしにまますらないこと）

四 不妄語戒（嘘をつかないこと）

五 不飲酒戒（酒をのまないこと）

不殺生戒は、五戒の筆頭に位置づけられており、最も重要な戒としてその実践がおしすすめられた。肉食は、殺生ともなうところから殺生と同義とされ、仏の慈悲の種を断つ、永久に仏になれない悪魔の行為とされた。

仏教は、時の支配階層の貴族に受容されて、その人びとの心のなかに深く根づいていった。そして、百数十年も経過すると、仏教に深く帰依する天皇・貴族によってその教えを具現する行動がでてくる。すなわち、最初の肉食禁止令と考えられる詔勅が天武天皇四年（六七五年）にだされる。「今よりは、漁業や狩猟をする者は、檻や奔（おとしあな）を造り機槍（機械仕掛けのやり）などのたぐいを仕掛けてはならない。また四月一日から九月三十日までは比満沙伎理築（魚を捕らえるための仕掛けと思われる）を設けてはならない。さらに牛馬犬猿鶏の肉を食べてはならない。それ以外は禁じるものではない。もし犯す者があればそれを罪する」（注5）と詔して殺生・肉食を禁じている。このような禁令がでるということは、その頻度は少なかつたものの、それらの動物が当時食用にされていたことを示すものでもある。

ところが、もつとも多く食べられていたとみられる鹿と猪が含まれていないことは不思議といわざるをえない。おそらく詔勅の目的

が、殺生禁断や肉食禁止の徹底をめざしたものでなく、仏教の功德を動物にまで及ぼす形式だけをとのえ、仏の慈悲を願おうとしたのではないかと考えられる。さらに、利用頻度の高い鹿・猪などの肉を食用禁止にした場合、民の食生活がたかひかないという、ご都合主義的な事情もあつたものと推定できる。したがって、禁令の対象ではない鹿・猪などの禽獣の狩猟は、朝廷自身によつてもその後引き続き行われた。しかし、殺生禁断の教えによつて表面的には憚りがあつたために、狩猟を葉猟、肉を葉餌と名づけて、精気を養う「くすり」と誤魔化す便法がとられた。一方では殺生を禁断しながら、その一方で引き続き肉を食べるという矛盾をかかえこむ結果となった。

ついで、殺生禁断の詔が発せられた翌年の夏、早魃をきっかけとして、八月に「放生（仏の慈悲が禽獣にも及ぶという仏の功德に由来し、捕らえたり囲われたりしている生き物を野に放つてその生を全うさせること）」が実施されている。この後は、早魃時の雨乞い、天皇や皇后の病氣平癒祈願や大仏開眼など、ことあるごとに殺生禁断や放生の詔勅がくりかえしだされた。このように、くりかえしだされたことは、牛・馬などの殺生や肉食が止むことがなかつたことの証でもある。

また、奈良時代から平安時代にかけては、牛・馬の役畜としての重要性が強調されてくる。殺生禁断・肉食禁令の、もう一つの目的とされる農業生産の動力資源である牛・馬を守ろうとする意図が明らかにみえてくる。

（注3）「佐男鹿乃 来立曠久 頓尔 吾可レ死 王尔 吾仕牟 吾角者 御笠乃波夜詩 吾耳者 御墨垣 吾目良波 真墨乃鏡 吾爪者 御弓之弓波受 吾毛等者 御筆波夜斯 吾皮者 御箱皮尔 吾穴者 御奈麻須波夜志 吾伎毛母 御奈麻須波夜之 吾美義波 御塩乃波夜之者矣 奴 吾身一尔 七重花佐久 八重花生跡 白賞尼 白賞尼」

（注4）安達巖著『日本型食生活の歴史』農山漁村文化協会一九八二年、岩本裕著『仏教入門』中央公論社一九六四年、ひろさちや著『仏教と神道』新潮社一九八七年

（注5）「四月庚寅、詔諸国一曰、自今以後、制三諸 漁 獵 者一、莫下造二檻 奔一、及施中機槍等之類上、亦四月朔以後、九月卅日以前、莫置三比満沙伎理築一、且莫食二牛馬犬猿鶏之肉一、以外不レ在禁例一、若有二犯者一罪レ之。」（『日本書紀』卷第二十九）

4 一殺生と穢れ意識

古代神話に伊邪那岐命の黄泉の国訪問譚がある。死亡した妻の伊邪那美命を慕って黄泉の国を訪れ、「穢き国」「汚穢き処」である黄泉の国でついた穢れを禊する話である。神道における禊祓の起源を説明した神話とされている。そのなかでは、死は汚穢きものの災いをもたらすものとして禊祓すべき対象とされた。また、古代においては、天変地異、旱魃、災害、疫病、人の死など人の意のままにならぬ事象は、すべからず精霊のなせるわざとされ、それらの異変を回避するには神仏の力と慈悲にすがって、精霊に願いを聞き入れてもらうよう祈ることであった。そのためには、祈る者、祈るところが、ことさら清浄であることが求められた。したがって、その清浄さを阻害し、あるいは阻害する可能性があるものを排除しようとする意識は、異常とさえいえるほどに、先鋭化していった。

原田（原田信男著『歴史のなかの米と肉』平凡社一九九三年）によれば、「服喪中には肉を食べないという邪馬台国時代の慣習からおしはかり、稲の生育中における人や動物の死が、稲作に悪影響を及ぼすという信仰が生まれ、旱魃などの稲作の危機に際しては肉食を避けるといふ信仰が生まれたのではないか。こうした一種の鎮魂としての肉食禁忌観念のうえに、外来の仏教思想が覆い被さり、新たな社会的要請に基づいて、仏教の功徳を農耕の成就に期待したため、肉食の禁忌が古代国家の方針として採用されるに至ったのであろう。いずれにしても、神道はその理論化

にあたって仏教思想をよりどころとし、肉食の禁忌を殺生戒と結びつけた。それゆえ仏教では罪と判断された肉食が、神道において穢れとみなされるようになったのである」という。いわゆる神道の「穢れ」は、仏教における穢土に対する浄土の教え、穢れから浄への解脱の論理など仏教思想のなかに内在する浄穢観の強い影響をうけた。

仏教においては、殺生・肉食は破戒行為であり仏罰に値する墮地獄（地獄におちる）行為であるという。恐怖感さえひき起こしたこの教えの重しは貴族の意識の中に深くのしかかり、かつ着実に浸透していった。そして、儒教・道教的要素の強い吉凶の考えの影響すなわち、それらの行為が秩序を乱し、凶事を招くとの意識とあいまって、抜き差しならない異常で邪悪で忌避すべきものである「穢れ」という観念を生みだしたと考えられる。

そして、意識化された穢れを体系化して、みずから束縛する法令が九七六年に施行された。『延喜式』卷三神祇三臨時祭の条に、「悪穢に触れた者は、人の死は三十日、お産は七日、六畜の死は五日、産は三日、鶏は忌む限りに非ず、その肉食は三日を忌む」（注6）という。さらに、穢れは伝染をし、同様な災いをもたらすとされた。したがって、忌む期間内にある者は公の場などへの出席が禁じられた。この法令で穢れの対象とされた動物は、六畜（明記はされていないが、他の記録等から牛馬羊豕犬鶏と考えられる）に限定されている。したがって、対象外の野生の禽獣は、この法令が施行されたのちも引き続き食用にされたことはいまでもない。

しかし、国の法令として「穢れ」を規定した影響は大きい。貴族の中にうずまいていた穢れ意識が、法令という後ろ盾をえて確固たる社会制度となるのみでなく、法令そのものとして一人歩きを始め、その影響をどんどんと広げていく。そして、いろいろな社会制度がそれに縛られることになる。また、この後時代を経るにしたがって穢れの範囲や期間などが拡大・強化されていく。さらに、貴族社会のなかに浸透普及した穢れ意識は、やがて時代とともに百姓町人の社会へと拡散していく。

5 一武家社会での肉食と穢れ意識の影響

武家社会にあつては、武士は皮革や骨・羽毛などで製造加工した武器・武具・馬具などを身に着け使用しなければならず、戦場では人の生命を奪い、飢えれば穢れ対象の動物であれ食用にした。また、平時には、武士としての鋭気と尚武の気性を養い、栄養をつけるために、さかんに狩をしてその獲物の肉を食した。まさに、穢れや不殺生戒とはかわりない世界で生きてきた。しかし、権力を握り、活動の場が広がるにつれて、殺生禁断などの仏教思想には抗し難く、剃髪禁断となつて出家する武士の棟梁がでたり、あるいは、貴族に模倣して狩猟を業猟とし、その肉は薬餌として薬食するという事態も生じてくる。

戦国・安土桃山時代には、西洋文化が流入し、日本文化に多大な影響を与えた時代である。キリスト教の、人間中心主義による合理主義に基づく肉食習慣も伝えられた。かなり

（注6）「凡觸三穢惡事一應と忌者。人死限二卅日。日産産七日。六畜死五日。産三日。忌非其喫六三日。」